

広島県立安西高等学校「文化部活動に係る活動方針」

令和元年8月1日

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、毎年度「文化部活動に係る活動方針」を策定し、部活動顧問が作成した活動計画等を学校のホームページに掲載することにより公表する。
- (2) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置するとともに、積極的な外部人材の活用に努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 文化部活動の指導者は、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を養うことができるよう、分野の特性等を踏まえ、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるように指導を行う。
- (2) 文化部活動用の指導者は、各分野の関係団体が作成する指導手引きを活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は定時退校日（月曜日）を休養日とする。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上休養日とするが、やむを得ず土・日曜日の両日に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替える。
 - ウ 平日の活動時間は2時間程度、休業日の活動時間は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日の休養日を部活動単位で1日以上設定する。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上休養日とするが、やむを得ず土・日曜日の両日に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう休養日を他の日に振り替える。
 - ウ ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - エ 1日の活動時間は3時間程度とし、年間週平均16時間未満とする。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことのできる文化部の設置を検討する。
- (2) 生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、地域との連携を行う。

5 参加する大会数の上限及び精査

- (1) 学校単位で参加する大会等については、原則、高等学校文化連盟または各教育委員会が主催、共催、後援するものとする。
- (2) 文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して精査する。